

保健医療福祉分野における電子署名等環境整備専門家会議 開催要綱

1. 開催の趣旨

保健医療福祉分野で取り扱う情報は、人の生命や心身の健康の維持・管理に深く関係するものであり、情報セキュリティ上のインシデントが生じた際には、人の生命の危機や心身上の苦痛等の重大な影響を与える可能性があるため、特に機微性が高く、厳正な管理が求められる。また、医師法（昭和23年法律第201号）等の法令で署名又は記名・押印が義務付けられ、医師等の国家資格を有する者による作成が求められている文書等を電磁的方法により作成する場合には、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律102号）第2条第1項に規定する電子署名と、医師等の国家資格保有状況の確認（以下「資格確認」という。）を電子的に検証できる仕組みを用いる必要がある。こうした中で、その適切な実施を確保するためには、利用者の実在性、本人性及び利用者個人の申請意思の確認並びに本人認証（以下「本人確認」という。）並びに資格確認が確実に担保されている必要があり、電子署名等に関する高度かつ専門的な技術や制度、運用に即応した仕組みの構築が求められる。

以上の点を踏まえ、保健医療福祉分野における適切で円滑な電子署名等が可能となる環境を整備するに当たって、当該分野の有識者の意見を踏まえながら、事業者（認証局又は立会人型電子署名の場合は電子署名サービス提供事業者）による本人確認及び資格確認の適切な実施を公正に評価するために必要な方針・基準・規則の策定、評価体制（評価作業班の設置や評価作業の外部委託など）等の検討を行う必要があるため、本会議を開催する。

なお、本会議での検討結果等については、必要に応じて関係する審議会等において審議等を行う。

2. 検討事項

- (1) 保健医療福祉分野における適切で円滑な電子署名等が可能となる環境を整備するに当たって必要な、電子署名等を用いた本人確認及び資格確認の適切な実施を公正に評価するための事業者に対する当該評価の方針の策定
- (2) 評価の方針に基づき、事業者に対する、電子署名の方式、電子証明書の発行・管理等の認証業務の評価基準、評価手順等を具体的にまとめた基準・規則の策定
- (3) 評価の方針・基準・規則に基づき公正な評価を実施するための評価体制の整備
- (4) その他

3. 構成員

専門家会議の構成員は、別紙のとおりとする。

4. 運営等

- (1) 本会議は、大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本会議においては、必要に応じて、別紙の構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (3) 会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、市場に影響を及ぼすなど、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、特定の者に不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合又は国の安全が害されるおそれがある場合には、座長は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (4) 本会議の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省 医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室及びデジタル庁 デジタル社会共通機能グループが行う。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関して必要な事項は、会議において定める。

保健医療福祉分野における電子署名等環境整備専門家会議
構成員

	大山 永昭	東京工業大学 科学技術創成研究院	特命教授
	手塚 悟	慶應義塾大学 環境情報学部	教授
○	松本 勉	横浜国立大学 環境情報研究院	教授
	宮内 宏	宮内・水町 IT 法律事務所	弁護士
	山本 隆一	医療情報システム開発センター	理事長

○：座長
(五十音順：敬称略)